

表1 開発許可申請手数料

(単位：円)

面積		[凡例] \boxed{A} : $a \leq A < b$					
		0.3	0.6	1.0	3.0	6.0	10.0
区分		(ha)					
開発許可 (法第 29 条)	自己居住用	43,000	86,000	130,000	170,000	220,000	300,000
	自己業務用	65,000	120,000	200,000	270,000	340,000	480,000
	自己用外	190,000	260,000	390,000	510,000	660,000	870,000
開発変更許可 (法第 35 条の 2)		表 2 を参照					
法第 41 条特例許可		46,000					
法第 42 条建築物等許可		26,000					
地位の承継承認 (法第 45 条)	自己居住用	1,700					
	自己業務用						
	自己用外	17,000					
開発登録簿写しの交付申請 (法第 47 条第 5 項)		470					

※自己業務用には、「特定工作物」の建設も含む

表2 開発変更許可申請手数料

開発区域の増減 <第1号> 変更項目	増・減なしの場合 Ⓐ	減 の 場 合 Ⓐ-Ⓒ	増 の 場 合 Ⓐ+Ⓑ	増・減ありの場合 (Ⓐ-Ⓒ) + Ⓑ
(1) 設 計 <第3号>	(注2) (A) /10	(注2) (A-C) /10	(注2) (A) /10+ (B) (注3) (B)	(注2) (A-C) /10+ (B)
(2) 予定建築物の用途 <第2号>	10,000円		上記(B)に含まれる	
(3) 工事施行者 <第4号>	10,000円		上記(B)に含まれる	
(4) その他の変更 <第5号> ・開発行為の目的の別 (自己用・自己用外等) ・資金計画(自己用外等)	10,000円			
開発変更許可申請手数料	(注4)	(1) + (2) + (3) + (4)		

[凡例] Ⓐ：変更前の開発区域の面積 A：Ⓐに応じた手数料

Ⓑ：変更前の開発区域の面積 B：Ⓑに応じた手数料

Ⓒ：変更前の開発区域の面積 C：Ⓒに応じた手数料

(注1)：表中の< >内の各号は、法第30条第1項の該当を表す。

(注2)：表中の()内は、()内の面積に応じた表1の手数料の額を表す。

(注3)：変更前の開発区域の設計変更がない(新たな土地の購入のみに起因する設計変更を含む。)場合

(注4)：87万円を限度額とする。